



無事収容された「戦争の落し子」

「モシモシ現場ですか、築港沖の海底に爆弾のようなものがある」と鹿部の天満咲光さんから電話があり、調べてみたら旧日本軍が使用していたものと判明。

早速関係官庁に連絡、三日午前十時より海上自衛隊の爆発物処理班による引揚作業が行なわれ、四発の「怪物」を無事収容し、関係者はホッと胸をなでおろしていました。

爆発の危険性は極めて少ないということですが大きなショックにより「爆発」することも考えられますので発見した方は必ず役場の方に連絡をお願いします。

1カッパ

広報

No. 95
12月号

所の台村

地方自治法、地方公営企業法の定めるところにより、村長は年2回、財政に関する事項を公表することになっております。

昭和50年4月1日から9月30日までの一般会計、国民健康保険事業勘定特別会計、ミンク飼育事業特別会計、水道事業会計、それぞれの歳入、歳出予算の執行状況、財産、地方債及び一時借入金現在高をここに公表いたします。

一、村財政の動向

昭和五十年年度予算は、前年度に引き続き総需要抑制という厳しい政策の中で執行してまいりましたが、国、道の財政も極めて苦しく当村においてもその例外でなく受ける影響は大きく、かつてない苦難の年であります。

このような中で地域社会の発展と、住民福祉向上を図るため最善の努力をしております。

二、一般会計の概要

昭和五十年年度当初予算六億七千八百八十五万七千円に比べ、九月三十日現在の予算は七億五千九百三十七万三千円と一一・九%の増加となっております。この増加の主な要因は道路新設改良費六百万円、災害復旧費一千三百八十二万三千円、水産業振興費九百三十四万九千円などがあげられます。歳入、歳出それぞれ予算額に対し執行は収入済額三億六千八百八十七万二千円で四八・六%、支出済額三億七千二百三十三万三千円で四八・八%となっております。

※一時借入金状況

六千六百万円

借入先

○北海道市町村職員共済組合

千六百万円

○北海道市町村備荒資金組合

二千万円

○郵政省簡易保険局

三千万円

※他会計への運用

運用先

○ミンク飼育事業特別会計

一千万円

○水道事業会計

三百万円

※公債費の状況

公債費(村の長期借入金)の借入現在高は、昭和四十九年度末二億七千四百七十九万三千円でありましたが、五十年年度において、公営住宅建設事業一千七十万円、船揚場改良事業百六十万円、村道宮浜一号线改良舗装事業千九十万円等、各事業費に充てるため借入することを予定しております。又、本年三月、十一月に発生した災害のため、災害復旧費に充てるための借入も予定されております。

(単位千円)

歳出				歳入			
支出科目	予算額	50年4月1日 9月30日までの 支出済額		収入科目	予算額	50年4月1日 9月30日までの 収入済額	
		金額	割合(%)			金額	割合(%)
議会費	20,497	8,793	42.9	村税	169,582	120,758	71.2
総務費	142,243	72,363	50.9	地方譲与税	5,000	2,266	45.3
民生費	64,490	24,635	38.2	自動車取得税交付	6,000	3,615	60.3
衛生費	36,213	20,936	57.8	国有提供施設村等所在市町村基金交付	479	0	0
労働費	320	54	16.9	地方交付税	236,199	195,064	82.6
農林水産業費	168,068	99,348	59.1	交通安全対策金交付	329	0	0
商工費	8,740	8,504	97.3	分担金	2	0	0
土木費	86,238	20,443	23.7	使手用材料及び料	16,279	7,479	45.9
消防費	42,967	28,723	66.8	国庫支出金	60,541	19,177	31.7
教育費	93,981	46,419	49.4	道支出金	56,651	5,410	9.5
災害復旧費	28,100	11,076	39.4	財産収入	14,465	3,579	24.7
公債費	64,916	28,919	44.5	寄附金	2	0	0
公諸支出金	600	40	6.7	繰入金	6,612	0	0
子備費	2,000	0	0	繰越金	1	0	0
				諸収入	161,831	11,524	7.1
				村債	25,400	0	0
歳出合計	759,373	370,253	48.8	歳入合計	759,373	368,872	48.6
他会計へ 運用計		13,000		一時借入金		66,000	
合計	759,373	383,253		合計	759,373	434,872	

一般会計

公債の状況

借入先別	前年度末現在高	50年4月1日から9月30日まで借入額	50年4月1日から9月30日まで償還額	未償還元金
政府資金	185,867	0	3,923	181,944
内 資金運用部	105,495	0	2,960	102,535
訳 簡易保険局	80,372	0	963	79,409
公営企業金融公庫	14,466	0	254	14,212
共 済 組 合	31,530	0	780	30,750
北 海 道	38,421	0	9,295	29,126
備 荒 資 金 組 合	4,189	0	717	3,472
そ の 他 金 融	320	0	40	280
合 計	274,793	0	15,009	259,784

財政調整基金

区 分	前年度末現在高	50年4月1日から9月30日まで	現 在 高
現 金	67,516	9,929	77,445

三、国民健康保険事業勘定特別会計概要

住民の皆さんが毎日、健康で豊かな明るい生活を送って頂くため、一般会計とは別に独立させているのがこの会計であります。

歳入、歳出それぞれの予算額に
 対し、収入済額は六千七十五万六千円で三〇・九%、支出済額は五千九百三十六万九千円で三〇・二%の割合となっております。

歳 入		出	
取 入 科 目	予 算 額	50年4月1日から9月30日までの取入済額	予算に対する取入割合 (%)
国民健康保険税	80,254	18,548	23.1
使用料及び手数料	5	0	0
国庫支出金	116,014	41,041	35.4
財産取入	2	47	2,350.0
繰 入 金	1	0	0
繰 越 金	1	410	41,000.0
諸 取 入	78	710	910.3
歳 入 合 計	196,355	60,756	30.9
合 計	196,355	60,756	28
歳 出		入	
支 出 科 目	予 算 額	50年4月1日から9月30日までの支出済額	予算に対する支出割合 (%)
総 務 費	7,221	2,570	35.6
保 険 給 付 費	179,087	54,860	30.6
保 険 施 設 費	3,956	1,939	49.0
公 債 費	822	0	0
諸 支 出 金	2	0	0
予 備 費	5,267	0	0
歳 出 合 計	196,355	59,369	30.2

財政調整基金

区 分	前年度末現在高	50年4月1日から9月30日まで	現 在 高
現 金	0	415	415

出資による権利

区 分	前年度末現在高	50年4月1日から9月30日まで	現 在 高
備 荒 資 金 組 合 出 資 金	6,960	1,845	8,805
北海道漁業信用基金協会出資金	1,900	0	1,900
鹿部村振興開発公社出資金	8,000	0	8,000
北海道漁業海難救済基金出資金	230	0	230
北海道国民健康保険連合会出資金	164	0	164
私学振興基金協会出資金	60	0	60
北海道信用保証協会出資金	30	0	30
渡島信用金庫出資金	7	0	7
北海道市町村職員福祉協会出資金	150	150	300
鹿部カントリー倶楽部出資金	0	1,400	1,400

有価証券

区 分	前年度末現在高	50年4月1日から9月30日まで	現 在 高
株 券	433	2	435
社 債 券	1,530	480	2,010

国民年金印紙購入資金

区 分	前年度末現在高	50年4月1日から9月30日まで	現 在 高
印 紙	716	1,268	1,984
現 金	1,284	△ 1,268	16
合 計	2,000	0	2,000

行政財産及び普通財産

区 分	土 地 (地 積)		
	前年度末現在高	50年4月1日から9月30日まで	現 在 高
本 庁 舎	12,385	△ 1,240	11,145
公 共 用 財 産	学 校	0	75,912
	公 営 住 宅	0	32,754
	その他の施設	0	32,786
山 林	4,686,408	0	4,686,408
宅 地	46,813	△ 3,674	43,139
その他の土地建物	941,334	△ 18,242	923,092
合 計	5,828,392	△ 23,156	5,805,236
区 分	建 物 (延面積)		
	前年度末現在高	50年4月1日から9月30日まで	現 在 高
本 庁 舎	1,898	0	1,898
公 共 用 財 産	学 校	0	7,816
	公 営 住 宅	0	6,596
	その他の施設	0	3,782
山 林	-	-	-
宅 地	-	-	-
その他の土地建物	3,705	0	3,705
合 計	23,797	0	23,797

ミンク会計が保有する財産

区 分	土 地 (地 積)		
	前年度末現在高	50年4月1日から9月30日まで	現 在 高
その他公用施設	10,757	0	10,757
宅 地 建 物	20,898	0	20,898
合 計	31,655	0	31,655
区 分	建 物		
	前年度末現在高	50年4月1日から9月30日まで	現 在 高
その他公用施設	391	0	391
宅 地 建 物	291	0	291
合 計	682	0	682

四、ミンク飼育事業 特別会計の概要

五十年度の歳入、歳出予算はそれぞれ六千八百四十七万七千円で、当初予算からの増減はありません、歳入、歳出それぞれの予算額に対し、収入済額は、一千五百七十二万二千円で二五、四％、支出済額は二千三百七十四万五千円で三八、四％の割合となっております。

※一般会計より運用
一千万円

五、水道事業会計 の概要

最近の諸物価上昇の中で住民のみなさんの御理解により今年度、水道使用料金の引上げを行いました。が、資材等の値上り、当初予定の使用水量(特に水産加工)が例年より少なく、収入が伸び悩み当初予算より大中に収入減が見込まれ、苦しい見通しとなっております。

※一般会計より運用
三百万円

取		入			
取 入 科 目	子 算 額	50年4月1日 から30日 の収入	4月9日 までの 済額	1月9日 までの 済額	予算に 対する 割合
収益的収入	25,230		8,870		35.2
営業取	25,200		8,850		35.1
営業外取	30		20		65.3
資本的取	0		0		0
取入合計	25,230		8,870		35.2
一時借入金					
一時運用			3,000		
支計	25,230		11,870		
支		出			
支 出 科 目	子 算 額	50年4月1日 から30日 の支出	4月9日 までの 済額	1月9日 までの 済額	予算に 対する 割合
収益的支出	22,405		7,342		32.8
営業費用	17,785		5,193		29.2
営業外費用	4,570		2,149		47.0
予備費	50		0		0
資本的支出	4,194		1,365		32.6
建設改良費	927		341		36.8
企業債償還	2067		1,024		49.5
他会計長期借入金	1,200		0		0
債償還					
支出合計	26,599		8,707		32.7

歳		入			
取 入 科 目	子 算 額	50年4月1日 から30日 の収入	4月9日 までの 済額	1月9日 までの 済額	予算に 対する 割合
財産収入	57,134			2,384	4.2
負担金	0			0	0
使用料及び手数料	2			0	0
土地建物貸付料	73			37	50.7
繰越金	4,338			12,945	298.4
諸収入	300			356	118.7
歳入合計	61,847			15,722	25.4
一時運用金				10,000	
合 計	61,847			25,722	
歳		出			
支 出 科 目	子 算 額	50年4月1日 から30日 の支出	4月9日 までの 済額	1月9日 までの 済額	予算に 対する 割合
飼育費	59,347			23,745	40.0
公債費	2,000			0	0
予備費	500			0	0
支出合計	61,847			23,745	38.4

企業債現在高

借 入 先 別	前 年 度 未現在高	50年4月1日 から9月30日 までの借入額	50年4月1日 から9月30日 までの償還額	未 償 還 元 ・ 金
政府資金	47,472	0	549	46,923
内訳 資金運用部	45,980	0	462	45,518
内訳 簡易保険局	1,492	0	87	1,405
公営企業金融公庫	17,950	0	475	17,475
合 計	65,422	0	1,024	64,398

ミンク飼食頭数

種 類	成 牡	成 牡	仔 牡	仔 牡	計
サファイヤ	17	772	1,588	1,735	4,112
バイオレット	31	474	1,170	1,240	2,915
ラベンダー	43	600	1,197	1,196	3,036
パフ	8	69	172	185	434
合 計	99	1,915	4,127	4,356	10,497

医師に上手にかかるには (5)

診察後の医師との話

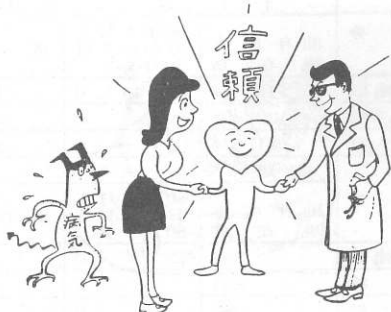
診察がすむと医師は診断の結果から病状や治療法、今後の注意などいろいろお話しするはずですが、患者さんとしては最も神経を集中する大切な時です。この時、十分納得ゆくまで話し合うのが医療として本当に望ましいことです。

しかし忙しい医師はお話の時間がなかなかとれませんし、今の医療制度では、患者さんひとりひとりに十五分も二十分も説明していることが出来ず、次々と患者さんを診察しなくてはなりません。こんな状況ですから、患者さんと納得ゆくまで話し合うのは困難であるといえます。ですから短い時間に要領よく聞きだす心構えを持ちましょう。熱があるのに「風呂はどうか……」などわかりきったことを聞いたり、同じ質問を何度も繰り返すようなことはやめ、要点をよく聞きとり、わからないことは適切に聞き返すようにしたいものです。

また、病気によっては、一度では足りなかった診断がつけられず、治療しながら経過を診ることは常にあることです。こんな時、医師

はいろいろな場合を考え、先々のことを考えて治療をすすめて行くものです。この医師の頭の中を全部説明して患者さんに納得してもらうには時間もなし、またできないことです。

これら医師の立場を理解して、時に短時間の説明で十分納得されない時でも、これをすぐ医師の親切だとか、診断が正しいで頼りないなどときめつけないで、大きな意味から医師を選び、信頼して治療をまかせることがたいせつだと思えます。



花輪・供花 いっさい 香典・祝儀 禁止

改正された

公職選挙法

お金のからない、公正できれいな選挙を目的に、このほど公職選挙法が改正されました。

そこで、今回の改正点のなかから、私たちに特に関係の深い、次の二点を御紹介しましょう。

《寄付の禁止》

政治家や候補者が、選挙区内の人に寄付をしたり、有権者がそれをねだったりすることができなくなりました。

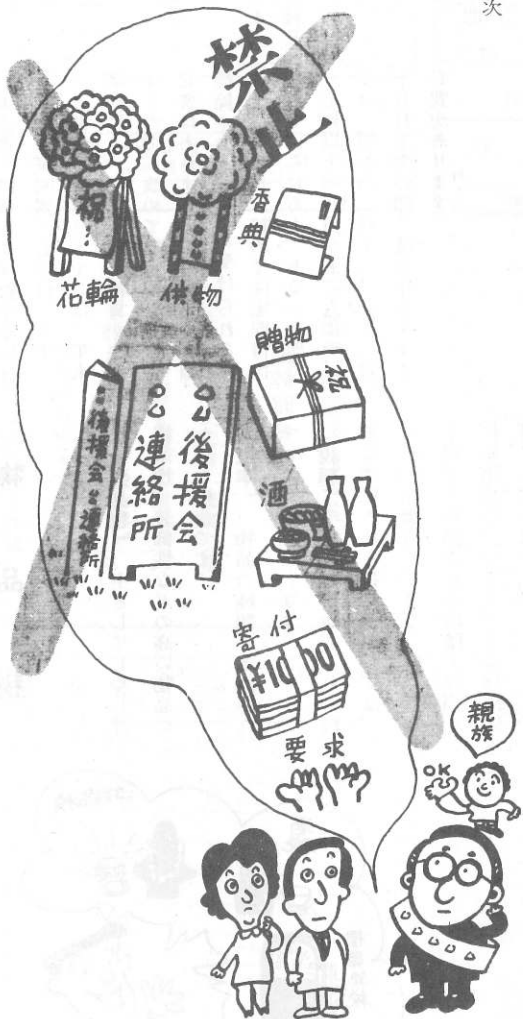
これまでは「選挙に関して」だけ禁止

されていましたが、今回の改正では、選挙のあるなしを問わず、また時期を問わず、親族などに対す

る特定の場合を除いて、一切禁止されたわけです。なお、ここでいう寄付とは「お祭りのとき、または町内会や老人クラブの集まりに、お金を寄付したり、お酒を届ける」「結婚式やお葬式にお酒、花輪などを贈る」「お中元、お歳暮を贈る」「選挙区からの陳情者に食事をだしたり、お土産を渡す」……などです。

《看板類の掲示の禁止》

候補者等（公職にあるものを含む）の氏名や、後援団体の名称を書いた大きな看板や立札が目立ちますが、こうした看板や立札の大きさや数も厳しく規制されます。候補者等や後援団体が政治活動のために使用する事務所に掲示できる看板、立札はタテ百五十センチ、ヨコ四十センチ以内の大きさで、選挙管理委員会の定める表示をしたものに限られます。また、枚数は一事務所二枚までで、総数も選挙の種類ごとに定められた枚数をこえてはなりません。



飲酒運転の追放

○年末年始はお酒を飲む機会がおおくなります。

○お酒を飲むときは車を持たないように





サラリーマンと 年末調整

十二月には、サラリーマンにとって確定申告にかわる大事な手続ともいえる年末調整がそれぞれの勤務先で行われます。

年末調整とは、毎月の給料や、ボーナスから概算で源泉徴収している所得税の年間合計額と一年間の給料等の総額について、正しく計算した税額との過不足を精算する手続です。

そこで、次の書類をまだ勤務先に提出していない人は、年末調整に間に合うようお早目に提出してください。

- 扶養親族等の数に異動があった人・扶養控除等(異動)申告書
- 自分で直接支払った社会保険料、生命保険料、損害保険料がある人・保険料控除申告書
- 四十八年分又は四十九年分の確定申告によって住宅取得控除を受けた人・住宅取得控除申告書

申告書(税務署から送付された。「住宅取得控除証明書」を添付します)。

● 住宅貯蓄契約に基づく貯蓄を行っている人・住宅貯蓄控除申告書(貯蓄先が発行する「住宅貯蓄証明書」を添付します)。

大部分のサラリーマンは、年末調整によって所得税の精算が終了するので、改めて確定申告をする必要はありません。しかし、雑損控除や医療控除が受けられる人また、今年から初めて住宅取得控除が受けられる人、あるいは他に一定額以上の所得がある人については、翌年の二月十六日から三月十五日までの間に確定申告をする必要があります。

年末調整



間接税の あらまし

物品税

「物品税」主としてしやし性、娯楽性、装飾性などの高い物品にかかる税金です。

「税率」物品の種類ごとにそれぞれ定められています。

「税額」小売店で販売される段階で課税される物品については、その小売価格に、また、製造した工場から移出される段階で課税される物品については、その移出価格に所定の税率を乗じて計算します。

「主な物品の税率」

- 小売店で販売される段階で課税される物品
 - 宝石、貴金属製品、毛皮のコート・・・十五%
 - じゅうたん、どん帳・・・十%
 - 製造した工場から移出される段階で課税される物品
 - 大型モーターボート、ゴルフ用具・・・三十%
 - 普通乗用自動車、ルームクーラー、家具類・・・二十%



- テレビ、ステレオ、ピアノ
 - カメラ、映写機・・・十五%
 - ラジオ、香水、小型モーターボート・・・十%
 - 化粧水、整髪料・・・五%
- なお、課税対象の物品であっても、日常生活に及ぼす影響などを考慮して、一定金額未満の物品には課税しないという免税点の制度があります。
- また、教育、社会福祉などに使われる場合には、物品税を免除する制度があります。

公給領収書の受け取りを



飲食店、旅館などを利用したら

公給領収書を受け取りましょう



BLマーク

知っておきたい マークのいろいろ

建設大臣の認定した優良住宅
部に、このBLマークの証紙
が貼られています。

優良住宅部品は、次の5つの
基準に基づいて、総合的に審査
され、認定された製品です。

①品質 ②性能が優れている ③
取付け・組立てが容易である ④
価格が妥当である ⑤アフターサ

ビス、供給体制が適切である。
認定品目は現在、キッチンユ
ニット、手摺ユニット、給湯器
ユニット、防音サッシの4つで
す。

除雪 = こんな点にご注意を



※今冬も除雪対策に万全を期しております。(ダンプ2台、ショベル1台)
※生活道路の除雪を最優先に考えてありますが、ダンプで除雪できないせ
まい道路はショベルで行うため、遅くなることもありますのでご承知し
ておいて下さい。

新 造 祝	葬 儀	結 婚 祝 賀 会	中 元 ・ 歳 暮	病 気 見 舞	新 築 祝	入 学 祝	出 産 祝
漁組の取りきめを守ること。	葬儀は、なるべく簡素にし、親族をのぞき、香典は一、〇〇〇円以内とし、香典返しは廃止する。供花〔花輪〕供物は、親族のみとし、なるべく現金とする。忌中引は、二、〇〇〇円以内とし、引物は廃止する。	祝賀会は、会費制を励行し、参加者をなるべく最少限にとどめ、会費は三、〇〇〇円以内とする。引物は、廃止する。	中元および歳暮は、廃止する。	病気見舞は、一、〇〇〇円以内〔現金〕とし、全快祝は廃止し、礼状を出すこと。	簡単なものとする。	入学祝は、一、〇〇〇円以内〔現金〕とし、お返しは廃止し、礼状を出すこと	出産祝は、一、〇〇〇円以内〔現金〕としお返しは廃止し、礼状を出すこと。

〔推進方策〕

経済の高度成長により、背伸びした交際、派手になりつつある冠婚葬祭。
これらを簡素化、合理化し、ムダな経費を節減し豊かな生活を築

くため、町内会長、新生活部長の合同会議や各種団体の代表と職場の代表の方々の合同会議など数回にわたり協議を重ね次のような推進方策を取り決めました。
これらをよく理解し協力していただきたいと思います。

生活改善を進めよう

みんなが守って豊かな生活

生活改善の推進

お知らせ

年末、年始の予定

《役場窓口》

急を要するものを除き、役場窓口業務は次のとおり休みとなりますのでご承知下さい。

十二月三十日 午後休務
十二月三十一日

～ 全休

一月六日
一月七日 平常業務

《し尿、じん芥の収集》

へし尿

・十二月二十五日までに申込みを受付したものは年内に処理いたします。

・年始の業務は一月十日より開始いたします。

へじん芥

・年内は平常通り業務を行います。
・年始の業務は一月八日(木)より行います。

(注)ごみステーションには、一月八日前に出さないようにご協力下さい。

《新年交礼会》

新年恒例会を先のとおり行います。多数ご参加下さい。

時 一月一日午前十時
所 しかべ幼稚園
会費 無料

参加希望者は役場総務課までお申し込み下さい。

申し込み締め切り日
十二月二十五日です。

工業統計調査に

ご協力下さい

通産省所管の工業統計調査が十二月三十一日現在で行なわれます。

この調査は、毎年実施されておりますが、製造業を営む事業所のすべてを調査するもので、その目的は、わが国の製造業の実態を把握するため生産活動の状況等を調査し、行政施策の基礎資料とするものです。

主な調査内容は、従業者数、給与額、原材料使用額、製造品出荷額等のほかに、固定資産の状況もおたずねいたします。

一月中に調査員が各事業所に訪問しますので正確な申告とご協力をおねがいします。

新しい

福祉手当制度

この制度は、在宅の重度障害者に対する福祉の一環として十月一日より実施されました。

この手当は、精神又は身体に重度の障害があるために日常生活において常時介護を必要とする程度の状態にあり、又施設に収容されていない障害者、重度障害者に対して支給し福祉の増進を図るものです。

支給額

一人、一ヶ月 四千元

支給期日

一月、五月、九月の年三回に、四ヶ月分を支給いたします。

対象者

ア、一級・二級の身体障害者手帳保持者

イ、療育手帳所持者(精薄判定済)の方で重度記号Aの表示あるもの

ウ、障害福祉年金(一級)受給者
エ、特別児童扶養手当(一級)受給対象障害児

オ、特別福祉手当受給対象障害者
心身重複障害者

右記該当以外の、ねたきり老人及び重度心身障害者に対する介護手当制度もあります。

これらの手続は民生課社会福祉係で取扱いしております。

編集後記

●十二月は年間を通じていちばん日が短くなる月です。まごまごしていると、すぐ一日が終ってしまふような気がします。でも、考えてみれば、一日二十四時間に変わりが無いのですから、日が短いということとは、それだけ夜が長いというわけです。家事の手順の予定をたて、手さわよく整理しましょう。

●商店では今月にはいる前から鳴物入りで私たちの購買欲をあおり立てています。年の暮れのあわただしさはどうやらこういった商店の商魂におどらされているのではないのでしょうか。

もうすぐやってくる学校の冬休み。クリスマスから大みそかまでの早いこと、目の回るように忙しいお母さん。大掃除の仕練などまた来年に……

(広報係田名部記)



村の人口	
(50. 10. 31現在)	
男	2,466人
女	2,489人
計	4,955人
世帯数	1,138世帯
(住民基本台帳による)	

広報 しかべ

昭和50年12月10日発行
行 鹿部 村 役 場
茅部郡鹿部村字宮浜二九九

電話 (0137) 2727
2111番

編集 総務部企画課広報係
印刷 原口印刷